

<はしがき>

建築基準法においては、1998年の法改正以来、技術基準の「性能規定化」が進められている。その目的は、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用を可能とすることである。

性能規定化された技術基準体系は、目標とすべき性能要求を定めた基準のほか、建築物がその性能を満足することを証明するための計算方法等を定めた「検証方法」基準と、性能を満足する建築物の「例示仕様」を定めた基準とから構成される。2000年に住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）に基づき新たにスタートした「住宅性能表示制度」も同様の考え方によっている。

この性能規定化の効果を十分に発揮するためには、検証方法及び例示仕様が陳腐化することがないように、絶えず、民間の新しい技術開発等に対応した見直しを進めていく必要がある。そこで、2003年1月より、以下のとおり、技術基準の見直し体制が整備され、国総研が、独立行政法人建築研究所（独法建研）及びその他の関係機関の協力を得つつ、技術基準原案の作成の役割を担うこととなった。

まず、国土交通省に、技術基準の見直しの検討を行うため、学識経験者を主要構成メンバーとする「建築住宅性能基準検討委員会」が設けられた。

あわせて、本省からの要請を受けて、国総研が技術基準等の見直し原案の作成を行うこととされた。そのため、建築研究部及び住宅研究部が中心となり、独法建研の研究者の参画を得て、所内に「建築住宅性能基準原案作成委員会」を設置した。これは、企画、構造、防火、環境・設備、材料・耐久性及び建築計画の各部会から構成されており、上記検討委員会の分野別部会の機能を果たすものとして運営されている。なお、技術基準の見直しに関する提案を広く民間から受ける「コンタクトポイント」を、建築住宅性能基準運用協議会（建築基準法・品確法に基づき技術評価等を行う7指定機関が設置）の協力を得て開設しているほか、見直し原案の作成に当たっては、同協議会に設置された技術委員会等の場を通じて、積極的に学識経験者や民間等との情報や意見の交換を行うこととしている。

本資料は、昨年発行された第1集に続き、このような体制の下で、国総研と独法建研との連携により作成された建築基準法、品確法及び関係する他の法令に基づく政令、告示等の技術基準の原案のうち、2003年中にパブリックコメント募集のために本省より公開されたものを取りまとめたものである。それぞれの技術基準の原案毎に、建築住宅性能基準原案作成委員会の担当部会名称を明記するとともに、原案作成業務を実際に担当した部会委員の名簿も併せて掲載した次第である。